

建設業許可事務ガイドラインの改正案に関するパブリックコメントの募集について

令和元年12月24日
＜問い合わせ先＞
国土交通省土地・建設産業局建設業課
TEL：03-5253-8111（代表）
（内線 24756）

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト（事業者の作業時間）を20%削減するため、基本計画を策定しており、建設業法に基づく手続についても簡素化を実施する必要があります。

これら踏まえ、建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）について所要の規定の整備を行うことと致します。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

建設業許可事務ガイドラインの改正案

2. 意見募集期限

令和2年1月22日（水）（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：kengyo@mlit.go.jp

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

（2）FAXの場合

FAX番号：03-5253-1553

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

- ※ 件名を「建設業許可事務ガイドラインの改正案に関する意見」と明記してください。
- ※ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。(匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)